

守谷市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例（案）

守谷市男女共同参画推進条例（平成21年守谷市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

（5）性自認 自己の性別の認識のことをいう。

（6）性的指向 自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向のことをいう。

第7条第1号及び第12条第1項中「性別」を「性別若しくは性自認又は性的指向」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。